

特定非営利活動法人大阪府日本中国友好協会

定 款

目 次

第一章 総則	(第一条～第五条)
第二章 会員	(第六条～第十一条)
第三章 役員等	(第十二条～第二十三条)
第四章 会議	(第二十四条～第四十七条)
第一節 総会	(第二十四条～第三十三条)
第二節 理事会	(第三十四条～第四十一条)
第三節 常任理事会	(第四十二条～第四十四条)
第四節 評議員会	(第四十五条・第四十六条)
第五節 専門委員会等	(第四十七条)
第五章 資産、会計及び事業計画	(第四十八条～第五十八条)
第六章 事務局	(第五十九条・第六十条)
第七章 定款の変更及び解散	(第六十一条～第六十三条)
第八章 雑則	(第六十四条・第六十五条)
附則	

第一章 総 則

(名 称)

第一条 この法人は、特定非営利活動法人大阪府日本中国友好協会（略称 NPO 法人 大阪府日中友好協会）という。

(事務所)

第二条 この法人は、事務所を大阪府大阪市 に置く。

(目 的)

第三条 この法人は、大阪府域を基盤として、日本中国両国民の相互理解と友好関係を増進させ、もって日本とアジア及び世界の平和と発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第四条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下、法 という）第二条別表九号に掲げる「国際協力の活動」を行う。

(事業の種類)

第五条 この法人は、第三条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 中国事情と文化の研究及び紹介に関すること。
 - (2) 日本事情と文化の中国への紹介に関すること。
 - (3) 文化、芸術、教育、科学技術、スポーツ、福祉、環境及び経済等の各分野にわたる交流と協力の推進に関すること。
 - (4) 在日華僑との提携並びに中国人留学生その他日本に滞在する中国人との交流に関すること。
 - (5) 各種交流団体との連携に関すること。
 - (6) 友好都市提携の発展に関すること。
 - (7) 機関紙の発行など広報活動に関すること。
 - (8) その他目的達成に必要な事項に関すること。
- 2 この法人は、次の収益事業を行う。
- (1) 文化、芸術、経済交流等に係る行事の企画、運営に関すること。
 - (2) 各種調査等の受託に関すること。
- 3 前項に掲げる収益事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第二章 会 員

(会員の種別)

第六条 この法人の会員は、次の各号に掲げるものとし、第1号に掲げる正会員をもって法上の社員とする。

(1) 正会員

- ①直属会員 この法人の目的に賛同して直接入会した個人及び法人又は団体の会員。
- ②地区協会会員 この法人の目的に賛同して地区協会に入会した個人及び法人又は団体の会員。ここで地区協会とは、市町村の名称を冠し、この法人の目的達成を共に図る地区日本中国友好協会をいい、以下同じとする。

(2) 普通会員

- ①地区協会 この法人の目的に賛同して入会し分担金を支払う団体としての地区協会。
- ②賛助会員 この法人の目的に賛同して入会し賛助会費を支払う個人及び法人又は団体の会員。

(入会等)

第七条 この法人の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、その承認

を得なければならない。地区協会が入会の承認をした場合、その会員は、前条第1号②に掲げる正会員として承認される。

- 2 会長は、会員の申込みについて、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって申込み者にその旨を通知しなければならない。
- 3 直属会員は、会費をこの法人に納めなければならない。
ただし地区協会会員は、地区協会の会費を当該地区協会に納め、地区協会は、この法人に分担金を納めるものとする。
- 4 会員の会費及び地区協会の分担金に関する規定は、別に総会において定める。
- 5 既納の会費は、返還しない。

(資格の喪失)

第八条 会員は、この法人が解散した場合のほか、次の各号の一に該当するに至ったとき、その資格を失う。

- (1) 個人の会員が退会したとき。
- (2) 個人の会員が死亡したとき。
- (3) 法人又は団体の会員及び地区協会にあっては、当該法人等が解散し又は退会したとき。
- (4) 除名されたとき。

2 地区協会が解散した場合、地区協会会員は、退会したものとみなす。

(権利の喪失)

第九条 前条の規定に基づき会員の資格を喪失した者は、会員として一切の権利を失い、既に納金した会費その他この法人の資産に対して、何らの請求もすることができない。

(退 会)

第十条 会員は、退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。

- 2 地区協会会員が地区協会から退会したときは、この法人からも退会したものとする。
- 3 会員が会費を1年間にわたり滞納したときは、退会したものとみなす。地区協会が分担金を正当な理由なく2年間にわたり滞納したときは、この法人から退会したものとみなす。

(除 名)

第十一条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決により当該会員を除名することができる。

- (1) この法人の名誉を汚し又は信用を失うような行為があったとき。
- (2) 定款又は総会の議決に違反する行為があったとき。

2 前項の規定に基づき会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明

の機会を与えなければならない。

- 3 地区協会会員がこの法人から除名された場合、当該地区協会からも除名されるものとする。

第三章 役員等

(種別及び定款)

第十二条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 2名以上3名以内

(役職者及び定数)

第十三条 この法人に次の役職者を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 常任理事 若干名

(選任等)

第十四条 第十二条に掲げる理事及び監事は、総会において、正会員（法人又は団体の場合は、その代表者）の中から選任する。

- 2 第十三条に掲げる役職者のうち、会長及び副会長は、総会において理事の中から選任する。
- 3 第十三条に掲げる役職者のうち、理事長、副理事長及び常任理事は理事の互選により選任する。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第十五条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。会長以外の理事はこの法人を代表しない。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。
- 3 理事長は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を掌理する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。
- 5 常任理事は、理事長を補佐し、常時この法人の業務の執行にあたる。
- 6 理事は、理事会を組織してこの法人の業務を執行する。
- 7 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、必要があれば理事会を招集すること。

(任期等)

第十六条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

(欠員補充)

第十七条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第十八条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決により役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められたとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第十九条 この法人の役員は、無報酬とする。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が定める。

(評議員)

第二十条 この法人に評議員を置くものとし、その定員は10名以上とする。

- 2 評議員は、正会員（団体会員及び団体地区協会会員にあってはその推挙する者1名）の中から、総会の議決を経て会長が委嘱する。
- 3 評議員は、評議員会を組織し、この法人の業務について会長の諮問に応じ、この法人の目的を遂行するにあたって、必要な助言を与え又は意見を述べるができる。
- 4 評議員の任期は、第十六条第1項に掲げる役員の任期に準じるものとする。

(名誉会長)

第二十一条 この法人に、名誉会長を置くことができるものとし、会長職にあった者の中から総会の議決を経て、推戴する。

2 名誉会長の任期は、第十六条第1項に掲げる役員の任期に準じるものとする。
(常任顧問及び顧問)

第二十二条 この法人に、常任顧問及び顧問若干名を置くことができるものとし、総会の議決を経て、会長が委嘱する。

2 常任顧問は、この法人の重要事項について、会長の諮問に応じ、顧問は会長の諮問に応じる。

3 常任顧問及び顧問の任期は、第十六条第1項に掲げる役員の任期に準じるものとする。
(相談役及び参与)

第二十三条 この法人に、相談役及び参与若干名を置くことができる。

2 相談役は、この法人に特に功績のあった者、又はこの法人の業務に関して高い識見を有する正会員の中から総会の議決を経て、会長が委嘱する。

3 相談役は、この法人の業務について会長の諮問に応じるほか、すべての会合に出席し、意見を述べることができる。

4 参与は、正会員の中から理事会の議決を経て、会長が委嘱する。

5 参与は、会長の諮問に応じるほか、知識と経験を生かしてこの法人の業務の執行に寄与する。

6 相談役及び参与の任期は、第十六条第1項に掲げる役員の任期に準じるものとする。

第四章 会議

第一節 総会

(種別)

第二十四条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第二十五条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第二十六条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動計算書
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費及び分担金の額

- (8) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開 催)

第二十七条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が、第十五条第7項第4号の規定に基づき招集したとき。

(招 集)

第二十八条 総会は、会長が招集する。ただし、前条第2項第3号の規定による場合は、監事が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があった場合、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日から少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第二十九条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第三十条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第三十一条 総会における議決事項は、第二十八条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 あらかじめ通知しない事項についても、出席した正会員の過半数以上の発議があれば、その事項について審議し、議決することができる。

3 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第三十二条 正会員は、すべてそれぞれ1個の表決権を有する。

2 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面または電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることはできない。

(議事録)

第三十三条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 出席した正会員の数（書面または電磁的方法による表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること。）
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会に出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、記名押印又は署名しなければならない。

第二節 理事会

(構成)

第三十四条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第三十五条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第三十六条 理事会は、毎年3回以上開催するほか、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から、会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- (3) 監事が、第十五条第7項第5号の規定に基づいて招集したとき。

(招集)

第三十七条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3号の規定による場合には、監事が招集する。

- 2 会長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第三十八条 理事会の議長は、その理事会に出席した理事の中から選出する。

(議 決)

第三十九条 理事会における議決事項は、第三十七条第3項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事の現在数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(表決権等)

第四十条 理事は、すべてそれぞれ1個の表決権を有する。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面または電磁的方法をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第三十九条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第四十一条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数、出席者数及び出席者氏名（書面または電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が記名押印または署名しなければならない。

第三節 常任理事会

(構 成)

第四十二条 常任理事会は、第十三条に掲げる役職者をもって構成する。

(機 能)

第四十三条 常任理事会は、次の事項を審議する。

(1) 理事会に付議する事項

(2) 理事会によって委任された事項

(3) 日常業務の執行に関する事項

(開催、招集、議長及び議決等)

第四十四条 常任理事会は、理事長が業務執行上、必要と認めるとき開催し、招集する。

- 2 常任理事会は、理事長がその議長に当たる。
- 3 常任理事会の議決及び表決権については、第三十九条及び第四十条の規定を準用する。

第四節 評議員会

(構成及び権能)

第四十五条 評議員会の構成及び機能は、第二十条第3項に規定するものとする。

(開催、招集、議長、定足数及び議決)

第四十六条 評議員会は、会長が必要と認めたとき開催し、招集する。

- 2 評議員会を招集する場合には、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面により、開催日の7日前までに通知しなければならない。
- 3 評議員会の議長は、評議員の中から選出する。
- 4 評議員会は、評議員の現在数の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。
- 5 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 やむを得ない理由のため評議員会に出席できない評議員は、あらかじめ通知された事項について、書面または電磁的方法をもって表決し、又は他の出席評議員に表決を委任することができる。
この場合には、その評議員は、出席したものとみなす。

第五節 専門委員会等

(専門委員会及び部会)

第四十七条 この法人は、各種の専門委員会を設け、各種の部会をつくることができる。

- 2 専門委員会及び部会の会議は、必要な場合随時開催し、活動の状況を理事会に報告するものとする。

第五章 資産、会計及び事業計画

(資産)

第四十八条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 会費及び分担金
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第四十九条 この法人の資産は、次の各号に掲げる事業に区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
- (2) 収益事業

(資産の管理)

第五十条 この法人の資産は、会長が管理し、その管理方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第五十一条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(会計の区分)

第五十二条 この法人の会計は、次のとおりに区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業会計
- (2) 収益事業会計

(事業年度)

第五十三条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第五十四条 この法人の事業計画及び予算は、会長が理事会の承認を経て作成し、総会の議決を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(予備費)

第五十五条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第五十六条 第五十四条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第五十七条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第五十八条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入そのほか新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第六章 事務局

(事務局)

第五十九条 この法人に、事務局を設け、事務局長1名及び職員若干名をおく。

2 事務局長及び職員の任免は、会長が行う。

3 事務局の組織、運営などに関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(書類及び帳簿の備置き)

第六十条 この法人の事務所には、法第二十八条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えて置かねばならない。

(1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(2) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

第七章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第六十一条 この定款の変更は、総会において出席した正会員数の4分の3以上の議決を経なければならない。

(解散)

第六十二条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産

(6) 所轄庁による認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散する場合は、総会において出席した正会員数の4分の3以上の議決を経なければならない。

(残余財産の処分)

第六十三条 この法人の解散後の残余財産は、次の者に帰属させるものとする。ただし、合併又は破産による解散を除く。

(名称)

公益社団法人日本中国友好協会

(事務所の所在地)

東京都千代田区神田錦町1丁目4番

第八章 雑則

(公告の方法)

第六十四条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイトに掲載して行う。

(細則)

第六十五条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立時の会費及び分担金は、第七条第4項の規定にかかわらず、別表第一に掲げるものとする。
- 3 この法人の設立当初の役員及び役職者は第十四条第1項、第2項及び第3項の規定にかかわらず別表第二に掲げるものとし、その任期は、第十六条第1項の規定にかかわらず、平成15年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立初年度の事業年度は、第五十三条の規定にかかわらず、成立の日から平成14年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第五十四条の規定にかかわらず、設立総会の定めところによる。

別表第一 設立時の会費及び分担金

①正会員（直属会員）の会費

会員の種類	会費（月額）
1.個人会員	1口 1,000円 1口以上
2.団体会員	1口 2,000円 1口以上
3.法人会員	1口 5,000円 1口以上

②賛助会員の会費は、上記各種類の2口以上

③地区協会の分担金

各協会の会員数	分担金（月額）
1. 1~100名	5,000円
2. 101~150名	7,500円
3. 151~200名	10,000円
4. 201~250名	12,000円

別表第二 設立当初の役員及び役職者

役員	役職	氏名
理事	会長	熊谷信昭
	副会長	米澤三郎
		高田 明
		吉澤宏始
		齋藤和夫
理事長	齋藤和夫（兼）	
	副理事長	福島聖倫 戸毛敏美 中務武志 原田 修 野々村晃 渡邊武治
常任理事	服部和美	
	石田 修	
	小山登美	

		阪口友徳 實原照子 土橋 巖 米田 孝 藤本康廣 前田秀夫 竹内義一 村蒔 明 山村好弘 米澤史壽 今村直子 河本 卓 東郷久野 橋本喜代治 石丸善雄 松村如洋 牛濱 男 吉田弘孝 田村治彦 萩尾千里 川崎雅雄 鈴木健次
		井賢一 中西菊子 安保 子 野村明信 福田真理 赤木富夫 金子昌平 郡 康次 藤本宗明 阪田 稔 柴 清臣 牧瀬幸一 花谷幸比古 足立喜典 阿部喜兵衛

	長島傳一 西尾晃一 伊吹 健 岩下孝彦 川崎雅雄 西村誠志 丸尾尚代 石原忠一 大薮二郎 西田広由 田中清一郎 林 直樹 久保恵三郎 紙谷正治 石井佳子 奥野 稔 池田嘉次 井上庄治郎 大寺正直 巽 良生 米澤詢平
--	---

	岩佐清生
監事	八浪暢生 蓮池 學 増田健郎